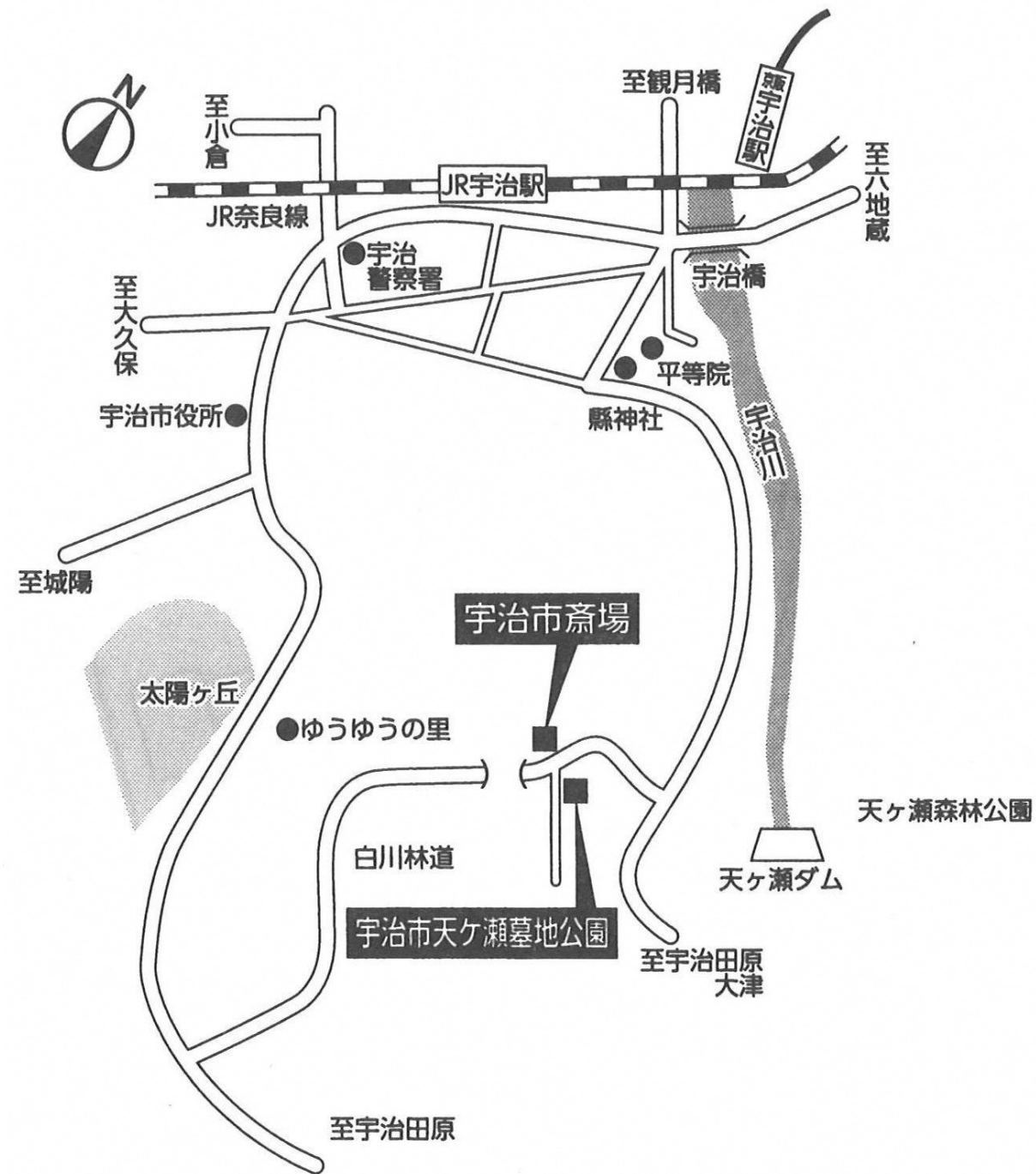


現地案内図

○公共交通機関がございません。

京阪電車もしくはＪＲでお越しの方は、京阪宇治駅・ＪＲ宇治駅で下車していただき、そこからタクシーのご利用で、どちらの駅からも約１０分程度です。



令和8年度 宇治市天ヶ瀬墓地公園墓所使用者 募集要項

▼応募資格

次の①～③のすべての項目を満たしていることが必要です。

- ① 宇治市に居住し、住民基本台帳にその事実が記載されていること
- ② 使用許可決定の日から５年以内に、墓石を建立することができること
- ③ 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限までに納入することができること

<注意事項>

1. 申込みは1世帯1区画で、すでに天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用している方と同一世帯の人は応募できません。
2. 当選の権利は譲渡できません。必ず使用者となる方の名義で応募してください。
3. 同一世帯で2通（2区画）以上応募したり、虚偽の記載などの不正行為が明らかになった場合は、全ての応募、抽選結果を無効とします。

▼応募方法

以下の（１）（２）を応募窓口へ提出してください。

- (1) 宇治市墓地公園墓所抽選申込書

記入例を参照し、青枠内および必要に応じて裏面を記入してください。

窓口持参の場合は、その場で控えをお渡しします。抽選番号が記載されていますので、抽選結果が出るまで大切に保管してください。

- (2) 抽選結果通知用封筒

住所・氏名を記入し、110 円分の切手を貼ってください。

【重要】郵送で応募する方は、(1)のコピーをとるなどして、抽選番号を控えて
おいてください(抽選番号の問い合わせにはお答えできません)。

＜応募窓口＞

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所（8:30～17:15 土日祝祭日も受付）

〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44 ☎0774-39-9205

【重要】宇治市役所環境企画課窓口では受け付けいたしません。

また募集期間中、当年度の応募状況や競争率は開示いたしません。

▼募集対象墓所及び区画数

同封の墓所募集区画一覧を参照してください。

抽選場所：公開はいたしません

抽選担当：宇治市役所環境企画課職員および墓地公園管理事務所職員

▼募集日程

募 集 期 間	令和 8 年 10 月 16 日（金）～10 月 31 日（土） 17 時 15 分まで ※郵送の場合は当日消印有効
抽 選 日	令和 8 年 11 月 04 日（水）10 時より
当選者の使用 許可申請期限	令和 8 年 11 月 13 日（金） ※郵送の場合は当日消印有効
使用許可決定日	令和 8 年 12 月 01 日（火） ※墓所使用許可決定通知書、 墓所使用料・墓園管理料納付書を送付
墓所使用料等 の納入期限	令和 8 年 12 月 21 日（月） ※納付は宇治市指定金融機関のみ
墓所使用許可証 の交付日	令和 9 年 1 月上旬～中旬 ※手続き完了者から順次交付

▼抽選方法とその後の手続きについて

① 抽選方法

人為的な操作が介在できないコンピュータプログラムを使用して、当選者、補欠者を決定します。

② 抽選手順

- 1) 第 1 希望の区画、面積、番号（例：A 区 2 m² 300 番）ごとに抽選を行います。
- 2) 第 1 希望で当選しなかった応募者の第 2 希望抽選を行います。
- 3) 第 2 希望までで当選しなかった応募者の第 3 希望抽選を行います。
※2) 3) の抽選は、第 1 希望の応募がなかった墓所が対象です。
※2) 3) の抽選は、それまでの抽選で落選者がいなくなった場合は行いません。
- 4) 第 3 希望までで当選せず、抽選申込書裏面の「第 1 希望で記載した区、m²に空きがあれば抽選を希望しますか」の質問に「希望する」と記入した応募者の抽選を行います。

③ 抽選結果の通知

抽選終了後、応募者全員に郵送で通知します。また、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び宇治市役所環境企画課に抽選日当日の 14 時から結果を掲示します。
なお、個別の問い合わせにはお答えいたしません。

【重要】補欠者について

当選者から取り下げがあった場合、補欠者は繰り上げ当選となります。繰り上げ当選となった方は、10 日以内に墓所使用許可申請を行ってください（必要書類は別途郵送します）。

④ 当選後の手続き

当選者には、手続き案内と必要書類をお送りしますので、期限内に申請を行い、また墓所使用料・墓園管理料を納入してください。すべての手続きが完了した後に、「墓所使用許可証」を使用者本人宛の簡易書留にて交付します。

<注意事項>

1. 建墓は「墓所使用許可証」が交付された後となります。それ以前に着工することはできません。
2. 納入期限までに墓所使用料・墓園管理料を納付されなかった場合は、墓所使用权を放棄（辞退）したものとみなします。

墓所の取得に際して融資あっせんを希望される場合、墓地公園使用許可決定通知書を受領後、決定通知書の交付日から 10 日以内に、宇治市環境企画課に申し出てください。